

第一号様式(第五条関係)

(A4)

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和 4 年 4 月 15 日 ← 提出日を記入

届出時の許可番号	埼玉県知事許可 (般・特 - ○) 第	@@@@ 号
商号又は名称	株式会社	建設
郵便番号	330 - 9301	
主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3 - 15 - 1	
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)	埼玉 太郎	
電話番号	048 - 830 - 5176	
ファクシミリ番号	048 - 830 - 4867	

(あて先)
埼玉県知事

記

1 基準日

令和 4 年 3 月 31 日

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について

2 - 1 1の基準日前1年間に引き渡した建設新築住宅について

(1) 建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅
又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数

イ 100

(2) その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅(令第3条第
1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数

ロ 50

法第3条第3項の算定特例適用後の戸数(ロ×0.5)

ハ 25.0

(3) 令第3条第1項に規定する建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。)の戸数

ニ 60

令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
66.66%	30	20.00
40.00%	30	12.00
合計戸数	ニ 60	ホ 32.00

(4) その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅であって、かつ、令第3条第1項に規定する建設新築住宅であるものの戸数

ハ 100

法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
70.00%	30	10.50
50.00%	70	17.50
合計戸数	ハ 100	ト 28

(5) 住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ 185

2 - 2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

リ 185

2 - 3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

108,500,000

2 - 4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
さいたま地方法務局川口出張所	令和 3 年 2 月 20 日	R 3 金 10001	20,000,000,000
	令和 年 月 日	R 金	
	令和 年 月 日	R 金	
(計) 又			20,000,000,000

2 - 5 有価証券(振替国債を除く。)の供託

供託所名			供託年月日		供託番号		名称
さいたま地方法務局			令和 3 年 2 月 27 日		R 3 証 20001		利付債券(5年)
回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額	
11	109~113	500	100,000	50,000,000	80%	40,000,000	
供託所名			供託年月日		供託番号		名称
			令和 年 月 日		R 証		
回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額	
(計) ル							40,000,000

2 - 6 振替国債の供託

供託所名		供託年月日		供託番号		銘柄	供託金額
さいたま地方法務局		令和 3 年 3 月 10 日		R 3 国 258		利付国庫債券	50,000,000
		平成 年 月 日		R 国			
		平成 年 月 日		R 国			
(計) ヲ							50,000,000

2 - 7 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

又 + ル + ヲ = 20,090,000,000

3 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について(すべて供託のため省略)

4 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数

310

- 注1 「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。
- 注2 「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2-1(3) 及び(4) の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2-2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2-5の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

第一号様式(第五条関係)

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書の使い

- 左記の色になっている部分に記入が必要です。
- のセルに記入が必要ない場合もあります(保証金の供託を全くせず、保険契約のみの場合等)。

その場合は、該当セル上で「Deleteキー」を1回押してください。

セルの色が に変化しますので印刷時に色が映らなくなります。

リストから選択する形式で入力する部分もあります。(例:基準日や供託所の選択等)

説明文を設定しているセルもあります。セルをクリックした際に表示されますので、確認用にご利用ください。

届出書のシートは誤入力防止のため、「シートの保護」を使用していますがパスワードは設定していません。

シートの保護を解除するには「ツール」「保護」「シートの保護」を選択して解除してください。

割引債は次の「別記算式」により算出した額を加えた額を額面金額として、国債証券100%、

政府保証債90%、それ以外80%を乗じて計算してください。

「別記算式」

$(\text{額面金額} - \text{発行金額}) \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4) / \text{発行の日から償還の日までの年数}$

供託額が不足しています。と表示された場合も基準日時点での状況を届け出なければなりません。

届出についての詳細は、下記の県ホームページを参照してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kensetugyo/kashitanpo/index.html>